

介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算の実績報告について

令和2年度に介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算を算定した事業者は、賃金改善の実施状況等についての実績報告が必要です。下記をご確認の上、ご提出をお願いします。

【実績報告の留意点】

- ・ 実績報告書の作成・提出は、両加算の算定要件になっています。報告書の提出が行われな
い場合、算定要件を満たさないこととなるため、加算の全額を返還していただきます。
- ・ 令和2年度中に廃止・休止をした事業所分についても、必ず実績報告を行ってください。
- ・ なお、令和2年度分の実績報告から様式が変更されておりますので、新しい様式で提出してください。（下記の仙台市ホームページを参照してください。）

【実績報告のよくあるご質問】

（提出書類への押印）

Q：代表者名の後ろに「印」と記載されていないが、押印は求めないのか。

A：提出書類への押印は不要です。（令和2年度分の実績報告より押印廃止の見直しを行っています。）

（賃金改善額について）

Q：賃金改善額は、介護職員処遇改善加算額と同額でよいのか。

A：介護職員処遇改善加算額を上回る賃金改善を行うことが、加算の算定要件のひとつであることから、賃金改善額が加算による収入額を上回ることが必要（＝同額も不可）です。

（介護職員処遇改善加算額について）

Q：介護職員処遇改善加算額が、計画より上回った場合や、下回った場合、賃金改善は計画書に記載した見込額で行う必要があるのか。

A：賃金改善は、実際に支給された介護職員処遇改善の額により行うこととなります。

（加算の対象について）

Q：法人の役員が介護業務を行っている場合、加算対象となるのか。

A：介護職員としての給与ではなく、法人の役員としての役員報酬のみを支給されている場合は、加算対象となりません。ただし、当該役員が介護職員としての勤務実態があるだけでなく、支給されている金銭が労働の対価である給与の性質を有しており、かつ、当該役員が介護職員として勤務している（＝労働者性を有する働き方をしている）ことが雇用契約書、辞令、勤務表等において明記されており、客観的に確認できる場合は、対象として差し支えありません。

（実績報告の期限について）

Q：期限までに実績報告が行われな場合は、実施期間中の加算は全額返還になるのか。

A：実績報告を行うことが加算の算定要件のひとつであることから、指定権者が実績報告の提出を求めているにもかかわらず、実績報告書の提出を行わない場合は、加算の算定要件を満たしていない不正請求として全額返還となります。

【実績報告の提出先】

※実績報告については、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、可能な限り「来庁」ではなく「郵送」でのご提出にご協力ください。

〒980-8671

仙台市青葉区国分町三丁目7番1号 仙台市役所8階

仙台市役所 健康福祉局 保険高齢部介護事業支援課 指定係

電話：022-214-8169

【実績報告の提出期限】

令和3年7月30日（金）まで<必着>

※手続の詳細や様式のダウンロードについては、以下の仙台市ホームページをご確認ください。

<https://www.city.sendai.jp/korekikaku->

[shisetsu/jigyosha/fukushi/fukushi/koresha/koresha/syoguukaizen.html](https://www.city.sendai.jp/korekikaku-shisetsu/jigyosha/fukushi/fukushi/koresha/koresha/syoguukaizen.html)（ホーム > 事業者向け情報 > 福祉・医療 > 福祉 > 高齢者施設・介護保険などサービス > 居宅サービス・地域密着型サービス・居宅介護支援・施設サービス・介護予防サービス（事業者向け） > 介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算に関する書類等について）